

上野事務所ニュース

27年12月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

ストレスチェック制度について

平成27年12月より、常時使用する労働者が50人以上の事業所に対して、「ストレスチェック制度」が事業者に義務づけられます。年に1回監督署へ報告書を届け出ます。

50人以上とは、会社全体の人数ではなく、事業所単位でみます。常時使用する労働者に、役員や臨時アルバイトは含まず、パートタイマー、契約社員、派遣社員は含みます。但し、派遣社員への実施は、派遣元で行います。

【ストレスチェック制度の概要】

- ・常時使用する労働者に対して、年に1回、医師・保健師等によるストレスチェックの実施が事業者の義務になります。
- ・検査結果は、実施者（医師・保健師等）から直接本人に通知されるため、本人の同意がなければ事業者へは提供されません。
- ・検査の結果、一定の要件（高ストレス者であって面接指導が必要であると実施者が認めた者）に該当する労働者から申し出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となります。
- ・事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じて就業上の措置を講じなければなりません。

◆50人未満の事業所で行う場合は、あらかじめ（今年度は平成27年12月10日まで）届出をすることによって、要件を満たせば1従業員につき上限

額500円の助成金が支給されます。

特定(産業別) 最低賃金

10月より地域別最低賃金が更新されました（千葉：817円、埼玉：820円、東京：907円）が、この地域別最低賃金とは別に、下記に列挙した産業には、都道府県ごとに産業別の最低賃金があります。この特定（産業別）最低賃金は12月25日に更新されます。

千葉県の特定(産業別)最低賃金

	最低賃金
調味料製造業 (平成27年12月25日より)	852円
鉄鋼業 (平成27年12月25日より)	893円
はん用機械器具、生産用機械器具製造業 (平成27年12月25日より)	869円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (平成27年12月25日より)	872円
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業 (平成27年12月25日より)	854円
各種商品小売業 (平成27年12月25日より)	832円

自動車（新車）小売業

（平成 27 年 12 月 25 日より）

865 円

なお、最低賃金からは、通勤手当、精皆勤手当、時間外割増賃金、その他臨時に支払われる手当等を除きます。

産業の種類は、日本標準産業分類を元に区分されます。会社の産業種類がわからない場合はお尋ねください。

退職者の社会保険の取り扱い

年末年始に休業する事業所が多いと思われます。12月末に退職する従業員の“社会保険の取り扱い”は次のようになります。

① 12月30日までに退職したが、最終勤務日までの給与を日割計算することなく、12月31日までの期間を全額支払う場合

→ 最終勤務日に関係なく、退職日は12月31日、社会保険資格喪失日は平成27年1月1日です。したがって、社会保険料は12月分までかかります。

② 12月30日までの退職で、最終勤務日までの給与を日割計算する者や、時給・日給者の場合

→ 勤務最終日が退職日で、その翌日が社会保険資格喪失日です。

（例：12月20日退職→12月21日喪失）

ただし、上記2つはあくまでも原則的な取り扱いです。最終的に退職日をいつにするかはご相談下さい。

健康保険証の返却は、退職日に返却していただくのが原則です。年内に市町村国民健康保険の手続ができるようであれば、あらかじめ退職日までに社会保険脱退証明書を退職者に渡し、退職後すぐに手続に行ってもらうのがよいと思います。役所の御用納めは、12月28日です。

【ご注意】

平成27年中の退職でも、雇用保険の喪失手続が平成28年1月以降である場合、“個人番号”的記載が必要になります。

Q & Aなぜなにどうして？



Q；退職後、国民健康保険に加入したのですが、国保より健康保険の任意継続被保険者（任継）になる方が、納付する保険料が少ないと気が付きました。退職後 20 日以内であれば、国保の手続を取消し、遡って任継に加入することは可能ですか？また、すぐに病院にかかりたいのですが、協会けんぽの窓口で任継の“資格証明書”は発行されますか？

A；退職後 20 日以内であれば、国保の手続を取消し、遡って健康保険の任継に加入することは可能です。さらに、国保で受診していた場合であっても、任継に切り替えることが可能です。この場合、国保で受診した費用の清算手続きが後日発生します。具体的には、切り替え手続後、国保から届いた納付書で 7 割分を国保に納め（一旦立て替えます）、それを療養費として健康保険に請求します。

任継には、“資格証明書”自体がありません。会社で資格喪失手続が済まないと、本当に資格喪失をしているのかどうかの確認がとれない為、資格喪失手続前に資格証明書を発行できないからです。一旦実費で受診し、後日療養費でかかった費用の 7 割分を健康保険に請求して下さい。

資格喪失手続が済んでいる場合は、窓口で手続後、1週間程度で健康保険証が納付書と一緒に自宅へ届きます。即日交付を申し出れば、時間はかかりますがその場で保険証を発行してもらえます。

◆健保組合の場合は直接ご確認ください。

上野事務所の今年の業務は

12月28日（月）まで

新年は、

1月4日（月）から

とさせていただきます。

今年も一年、有難うございました。
来年も宜しくお願ひいたします。